

名古屋市立富田高等学校と名古屋市中川区役所との 連携・協力に関する協定書

名古屋市立富田高等学校と名古屋市中川区役所は、相互の連携・協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、双方が包括的な連携・協力のもと、まちづくり、福祉、地域防災など多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 双方は、次の事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域のまちづくりの推進に関すること
- (2) 交通安全の取り組みに関すること
- (3) 健康・福祉の向上に関すること
- (4) 地域の緑化の取り組みに関すること
- (5) 都市農業の振興に関すること
- (6) 地域防災の強化に関すること
- (7) 教育・文化・スポーツの振興及び発展に関すること
- (8) その他必要と認める事項

(窓口)

第3条 この協定に基づく連携・協力の推進のため、双方に連絡調整を担当する窓口を設置する。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には、引き続き1年間更新したものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、双方が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、両者が署名のうえ、双方がそれぞれ1通を保有する。

平成27年7月7日

名古屋市立富田高等学校長

名古屋市中川区長

松浦和孝
芝康夫